

交通災害共済とは、県民一人ひとりが掛金を出し合い、交通事故に遭われた人に見舞金をおくるため、県内全市町で構成する共済制度です。

加入できる人

- ・市に住民登録をしている人
- ・市内の事務所・事業所・学校等に勤務または在学している人

共済掛金

- 1人500円
- ※年度途中の加入でも同額です。

加入申込期間・申込場所

- ◎4月28日（木）まで（平日のみ）
- 滋賀銀行、大垣共立銀行、長浜信用金庫、関西アーバン銀行、JALレイク伊吹、JANA北びわこの市内各本支店、郵便局（県内に限る）
- ◎5月2日（月）以降（平日のみ）
- 市民協働推進課（西館3階）、北部振興局地域振興課
- ※支所での申込みはできません。

共済期間

- 平成28年4月1日～
- 平成29年3月31日
- ※途中加入の場合は、加入日の翌日から平成29年3月31日までが共済期間となります。

加入手続き

- 加入申込書に必要事項を記入し、人数分の掛金（現金）を添えて申込みください。
- ※口座振替、ATMでの取扱いはできません。

支給対象事故

国内の一般道路において、自転車、バイク、自動車等の運転中に発生した事故（自損事故を含む）による死傷が対象。ただし、共済期間内に発生した事故に限りです。また、酒酔運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合等には見舞金は支給されません。



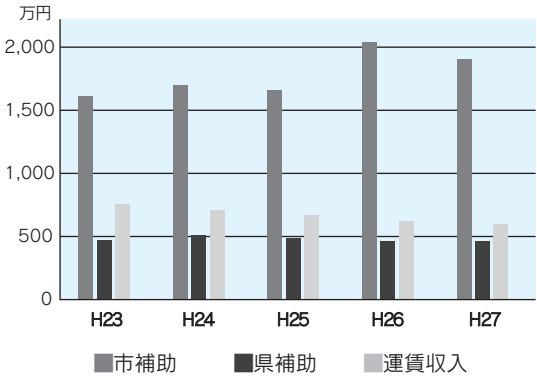
交通災害共済イメージキャラクター「こうくん」

平成27年度 長浜市内二次交通運行実績
（平成26年10月～平成27年9月）

	路線バス	乗合タクシー
利用者数	379,435人	8,083人
運行収入	6,024万円	194万円
運行費用	29,044万円	927万円
運行欠損	23,020万円	733万円
県補助	4,230万円	296万円
市補助	18,790万円	437万円

路線バスは市内17路線、乗合タクシーは市内4地区の合計。
運行欠損を、県、市の補助金で負担（一部委託あり）。
県補助額はいずれも見込額。

二次交通維持財源の推移



路線バスをみんなで利用しましょう

都市計画課交通対策室（☎65-6562）

路線バスをみんなで守りましょう

低床バスの導入やお得な回数券の発行などによる利用促進、生活交通に配慮した路線の見直しを行うことで路線バスの存続を図っていますが、利用者が減り続けると、公共交通の維持が難しくなります。市民の皆さん一人ひとりが、バスに乗る機会を増やしていただくことで、経営改善や路線および便数の確保につながります。路線バスをみんなで守り、誰もが住みやすいまちづくりにご協力をお願いします。

まちなかで住宅を取得する人を応援します

長浜駅周辺まちなか活性化室（☎65-6545）



まちなか居住推進重点区域内で、市内本店業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築する場合や空き家を活用する場合には、建築費用や改修費用の一部を助成します。

助成金の交付要件や申請方法など、詳しくは担当室まで問合せください。

制度1 まちなか住宅建築等助成金

- 自らが居住する個人住宅を新築等する場合
- 限度額 60万円(助成率5%)
- 表①の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大280万円助成。

制度2 まちなか空き家再生促進助成金

- 自ら居住するために購入(賃借)した、長浜町家再生バンクに登録された空き家の改修工事を行う場合
- 限度額30万円(助成率10%)
- 表②の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大230万円助成。

※その他、事業者向けの「まちなか共同住宅建築助成金制度」もあります。

表①【制度1関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①住宅建築のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	4%
②子育て世帯の場合	50万円	2%
③多世代同居世帯の場合	50万円	2%
④多子世帯の場合	20万円	1%

表②【制度2関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①空き家の再生のために平成26年4月1日以降に建物および敷地の所有権(借地権)を新たに取得した場合	100万円	7%
②子育て世帯の場合	50万円	3.5%
③認定町家を再生する場合	50万円	3.5%

行政Information

国民健康保険運営協議会委員を募集します

保険医療課（☎65-6512）

長浜市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営にかかる重要事項を審議する機関です。

委員は被保険者代表、保険医等代表、公益の代表、被用者保険代表の15人で構成しています。任期満了に伴い、被保険者を代表する委員を次のとおり募集します。

【募集期間】 3月8日(火)～18日(金)

【募集人数】 2人

【任期】 5月1日～平成30年4月30日

【応募条件】

- ・18歳以上の長浜市国民健康保険被保険者で、世帯が市国保料を完納していること。
- ・平日に開催する年3～4回程度の会議に出席できること。

【応募方法】

応募申出書および応募動機を記入した書面（400字程度、様式は自由）を、郵送または直接左記まで。

※応募申出書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※応募者多数の場合は選考により決定します。

提出先

- ・保険医療課（東館1階）
- 〒526-8501 八幡東町632
- ・北部振興局福祉生活課または各支所